

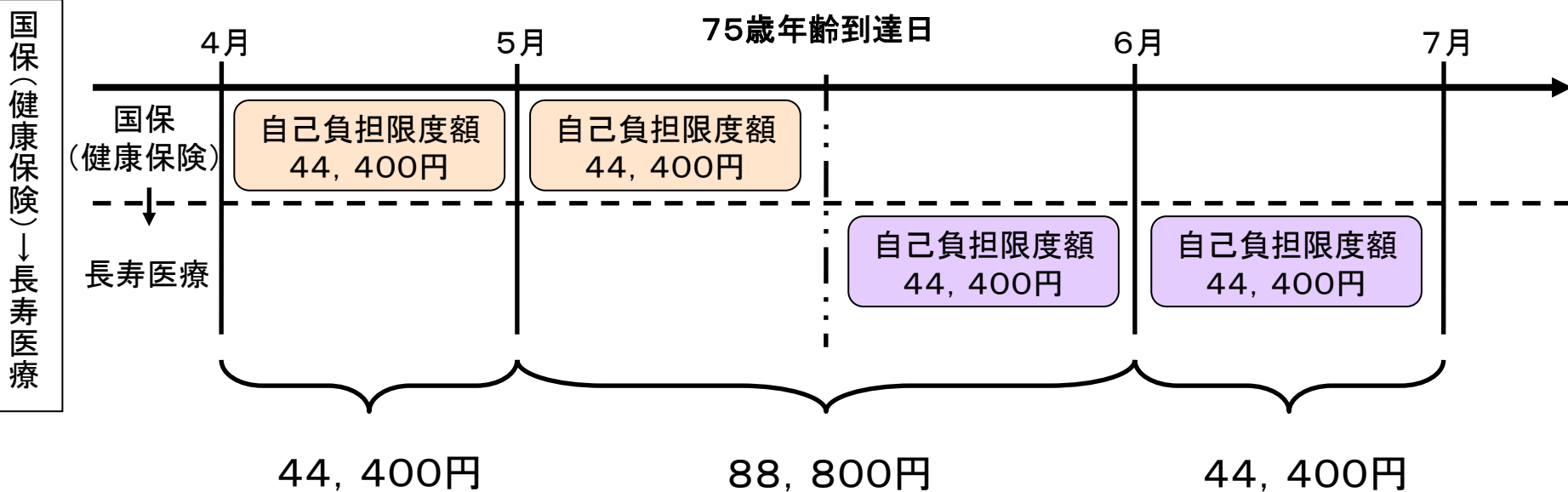
75歳到達月の患者負担の限度額が2倍となることについて

【概要】

月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となる場合、それまで加入していた医療保険制度（国保・被用者保険）で自己負担限度額まで負担し、長寿医療制度でも自己負担限度額まで負担することとなることから、被保険者から見れば、一部負担金等の額が前月と比べて2倍となるが生じうる。

※ 6月12日の政府・与党とりまとめにおいても「加入関係の変化に伴う問題についても、併せて検討する。」とされており、早急な対応が求められている。

【現状】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

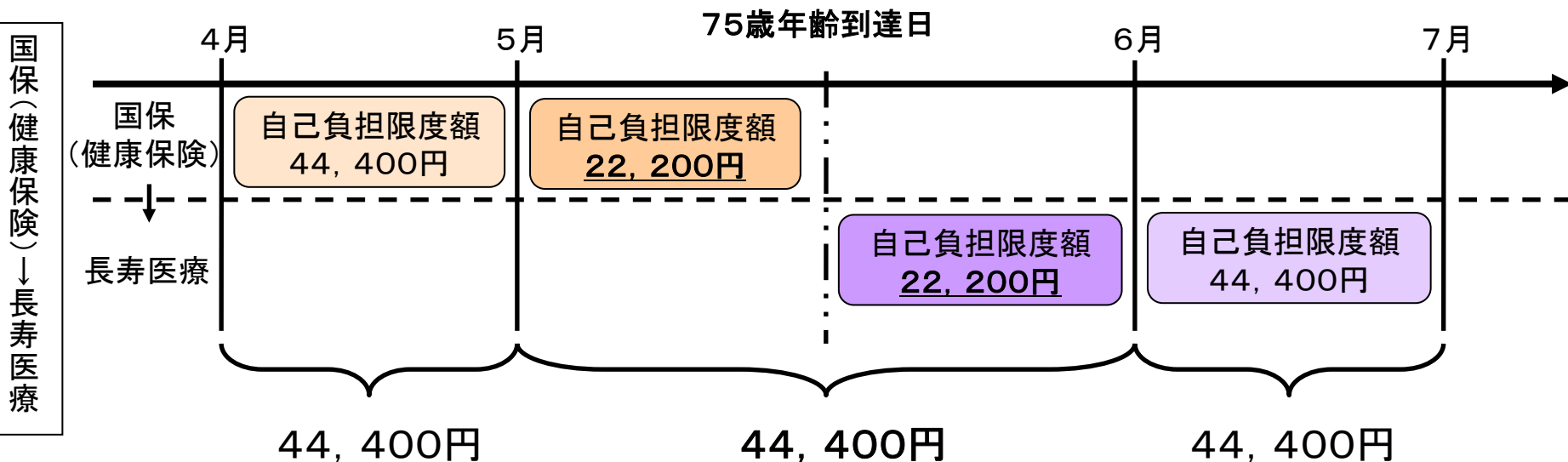
【対応】

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に設定する。

→（75歳到達月における自己負担限度額の特例）

これにより、誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中で75歳になることに起因して、一部負担金等の額が増額となることは解消される。

【具体例】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の設定方法について

【75歳の誕生日以外】

75歳到達月における自己負担限度額の特例

【75歳の誕生日】

		自己負担限度額	
		外来（個人）	（世帯合算）
70歳以上	現役並み所得者 （月収28万円以上、 課税所得145万円以上）	44,400円	80,100円 +1% (44,400円)
	一般	12,000円	44,400円
	低所得者 （住民税非課税）		
	II		24,600円
	I （年金収入80万円以下等）	8,000円	15,000円



		自己負担限度額		
		外来（個人）	個人合算	（世帯合算）
70歳以上	現役並み所得者 （月収28万円以上、 課税所得145万円以上）	22,200円	40,050円 +1% (22,200円)	80,100円 +1% (44,400円)
	一般	6,000円	22,200円	44,400円
	低所得者 （住民税非課税）			
	II		12,300円	24,600円
	I （年金収入80万円以下等）	4,000円	7,500円	15,000円

（注1）金額は1月当たりの限度額。（ ）内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。

（注2）「75歳到達月における自己負担限度額の特例」における 1%部分は、長寿医療制度における医療費が、133,500円を超える部分について、1%を負担する。

（注3）「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、通常の限度額で世帯合算を行う

（注4）70歳から74歳の自己負担限度額については、20年度における自己負担限度額である。